

# 第87回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 平成29年1月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始午前9時）

**開催場所** 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
ガーデンシティ品川  
グリーンウィンド

建物は同じですが会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

## 目次

第87回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の 報酬等の額設定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	
第8号議案 役員賞与の支給の件	
事業報告	21
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告書	40
株主総会会場ご案内図	

**巴工業株式会社**

証券コード：6309

(証券コード 6309)  
平成29年1月11日

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目5番15号

**巴工業株式会社**

取締役社長 山 本 仁

## 第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成29年1月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年1月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
ガーデンシティ品川 グリーンウィンド  
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照の上、ご来場ください。)
3. 目的事項  
報告事項 (1) 第87期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第87期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件  
第8号議案 役員賞与の支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tomo-e.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表、個別注記表につきましては、法令および定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tomo-e.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

**株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。**

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、財務体質と経営基盤の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結業績および中期的なグループ事業戦略等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な配当を実施することを利益配分に関する基本方針としております。

当期の期末配当は、この方針のもと、当期の業績と今後の見通し等を勘案し、1株につき22円50銭とさせていただきますと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金22円50銭 総額224,516,993円

なお、中間配当金として1株につき22円50銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき45円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年1月30日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備え、経営基盤の強化を図るため、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 400,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社では従来から、業務執行の健全性・透明性・効率性の向上を目的にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（過半数は社外取締役）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るものです。

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

- (2) 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものです。
- (3) 社外取締役をはじめとする非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条（取締役の責任免除）を変更し、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することができるようにするものです。なお、現行定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案第34条を新設するとともに、変更案第34条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものです。
- (5) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本議案による定款一部変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	(削 除)
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
(新 設)	2. <u>監査等委員会</u>
4. 会計監査人	3. 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に事故あるとき、<u>または取締役社長が欠けたときは、予め取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、12名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によるものとする。 (新 設)</p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設)</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>④ <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>(役付取締役) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)            第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)            第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第37条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p>	<p>(報酬等)            第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)            第28条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)            第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)            第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第38条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第39条 当社は、株主総会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する剰余金の配当（中間配当という。）を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規則)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当の除斥期間) 第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(配当の除斥期間等) 第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>当社は、第87回定時株主総会終結前の行為に関し、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、現在の取締役11名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1

やまもと  
山本

ひとし  
仁

（昭和30年7月20日生）

再任

■所有する当社の株式数

24,584株

#### ■略歴、地位、担当

昭和54年4月 当社入社

平成15年4月 当社機械本部産業機械営業部長

平成19年1月 当社取締役

当社機械本部副本部長（産業機械営業部担当）

平成21年1月 当社常務取締役

当社機械本部長

平成25年1月 当社専務取締役

当社化学品本部長

平成27年1月 当社代表取締役社長（現任）

#### ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業および化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、平成27年1月に代表取締役就任以降は当社グループの統括経営責任者として適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

ほんま  
本間

よしと  
義人

（昭和27年10月2日生）

再任

■所有する当社の株式数

21,895株

#### ■略歴、地位、担当

昭和50年11月 当社入社

平成17年1月 当社機械本部環境設備営業部長

平成20年4月 当社大阪支店長

平成21年1月 当社取締役

平成23年1月 巴機械サービス株式会社代表取締役社長

平成25年1月 当社常務取締役（現任）

当社機械本部長（現任）

#### ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、平成21年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

やまだ

山田

てつお

哲男

(昭和26年3月29日生)

再任

■所有する当社の株式数

17,977株

## ■略歴、地位、担当

昭和50年4月	当社入社	平成22年11月	当社化学品本部副本部長（工業材料部、機能材料部および電子材料部担当）
平成11年11月	当社化学品本部電子材料部長	平成23年1月	当社化学品本部副本部長（機能材料部および電子材料部担当）
平成20年4月	当社化学品本部機能材料部長兼ナノテクノロジー開発室長	平成25年1月	当社化学品本部副本部長（機能材料部、電子材料部および化成部品担当）
平成21年1月	当社取締役 当社化学品本部副本部長（工業材料部および電子材料部担当）兼機能材料部長およびナノテクノロジー開発室長	平成27年1月	当社常務取締役〔現任〕 当社化学品本部長〔現任〕

## ■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、平成21年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

ふかさわ

深沢

まさよし

正義

(昭和27年1月14日生)

再任

■所有する当社の株式数

14,265株

## ■略歴、地位、担当

昭和50年4月	当社入社	平成27年1月	当社常務取締役〔現任〕
平成19年4月	当社総務部長		
平成23年1月	当社取締役 当社総務部および業務部担当兼総務部長		
平成25年4月	当社総務部および業務部担当〔現任〕		

## ■取締役候補者とする理由

当社の管理部門を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、平成23年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

た ま い  
玉井あ き と も  
章友

(昭和32年2月12日生)

再任

■所有する当社の株式数

16,509株

## ■略歴、地位、担当

昭和55年4月	日本国土開発株式会社入社	平成24年11月	巴恵貿易(深圳)有限公司董事長〔現任〕
昭和63年4月	エルケム・ジャパン株式会社入社	平成25年1月	当社化学品本部副本部長(合成樹脂部および工業材料部担当)兼中国事業推進室長〔現任〕
平成12年4月	当社入社		
平成17年11月	当社化学品本部工業材料部長		
平成23年1月	当社取締役〔現任〕		
	当社化学品本部副本部長(合成樹脂部、工業材料部および化成部品部担当)		
	巴物流株式会社代表取締役社長〔現任〕		

## ■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、平成23年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

お お は し  
大橋じ ゅ ん  
純

(昭和28年3月4日生)

再任

■所有する当社の株式数

12,025株

## ■略歴、地位、担当

昭和51年4月	当社入社	平成25年1月	当社取締役〔現任〕
平成19年11月	当社機械本部品質保証室長		当社機械本部副本部長(生産担当)兼サガミ工場長〔現任〕
平成22年11月	当社機械本部生産管理部長		
平成23年11月	当社機械本部サガミ工場長		

## ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、平成25年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

7

しのだ  
篠田あきよし  
彰鎮

(昭和36年8月23日生)

再任

■所有する当社の株式数

10,926株

## ■略歴、地位、担当

昭和60年4月 社団法人日本海事検定協会入社  
 平成元年9月 当社入社  
 平成23年11月 当社大阪支店化学品営業部長  
 平成26年4月 当社化学品本部化成品部長

平成27年1月 当社取締役〔現任〕  
 当社化学品本部副本部長（機能材料部および電子材料部担当）兼化成品部長  
 平成27年4月 当社化学品本部副本部長（機能材料部、電子材料部および化成品部担当）〔現任〕

## ■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、平成27年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

8

なかむら  
中村まさひこ  
政彦

(昭和31年3月10日生)

再任

■所有する当社の株式数

3,679株

## ■略歴、地位、担当

昭和53年4月 丸大食品株式会社入社  
 昭和53年12月 株式会社九州設備公社入社  
 平成2年8月 当社入社  
 平成21年1月 当社機械本部環境設備営業部長

平成27年1月 当社取締役〔現任〕  
 当社機械本部副本部長兼環境設備営業部長  
 平成27年4月 当社機械本部副本部長（環境設備営業部担当）〔現任〕

## ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、平成27年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

9

やくら

矢倉

としあき

敏明

(昭和33年5月31日生)

再任

■所有する当社の株式数

3,009株

### ■略歴、地位、担当

昭和56年4月 株式会社富士銀行入行

平成20年4月 株式会社みずほコーポレート銀行米州事務部長

平成24年10月 当社入社

当社経理部専任部長

平成26年4月 当社経理部長

平成27年1月 当社取締役〔現任〕

当社経営企画室担当兼経理部長〔現任〕

### ■取締役候補者とする理由

経理および経営企画に関する豊富な知識と経験を有し、平成27年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

10

いとう

伊藤

かつひこ

勝彦

(昭和39年9月21日生)

新任

■所有する当社の株式数

2,814株

### ■略歴、地位、担当

昭和62年4月 当社入社

平成25年4月 当社大阪支店機械部長〔現任〕

### ■取締役候補者とする理由

当社入社以来、機械製造販売事業に従事し、同事業全般に豊富な知識と経験を有しており、取締役として適切な職務執行を遂行することを期待できるため、取締役候補者としております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する当社の株式数には、巴工業役員持株会名義または巴工業従業員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1

まつもと みつお  
松本 光央

(昭和26年4月14日生)

新任

■所有する当社の株式数 10,123株

#### ■略歴、地位、担当

平成 10年 7月	当社入社	平成 27年 1月	当社常勤・常任監査役〔現任〕
平成 19年11月	当社経理部長		
平成 23年 4月	当社経理理事		
平成 25年 1月	当社取締役		
	当社経理部および経営企画室担当		

#### ■取締役候補者とする理由

当社経理部門における業務を経て、経理部および経営企画室担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するとともに、平成27年1月に常勤監査役就任以降は取締役の職務執行等を適切に監査していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

むらせ としはる  
村瀬 俊晴

(昭和26年10月16日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

新任

■所有する当社の株式数 3,159株

#### ■略歴、地位、担当

昭和 50年 4月	株式会社富士銀行入行	平成 20年 6月	みずほファクター株式会社取締役副社長
平成 14年 4月	株式会社みずほ銀行新宿支店長	平成 24年 1月	当社社外監査役
平成 15年 9月	株式会社みずほコーポレート銀行審議役	平成 25年 1月	当社常勤監査役（社外監査役）〔現任〕
平成 17年 6月	高千穂交易株式会社執行役員		

#### ■社外取締役候補者とする理由

長年にわたり会社経営および銀行業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するとともに、平成24年1月に社外監査役就任以降は取締役の職務執行等を適切に監査していることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

3

いまい  
今井みのる  
實

(昭和22年1月22日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

再任

■所有する当社の株式数

549株

### ■略歴、地位、担当

昭和44年4月 東京国税局入局  
平成10年7月 小林税務署署長  
平成12年7月 江東西税務署署長  
平成17年7月 本所税務署署長  
平成18年9月 今井實税理士事務所開業〔現在に至る〕

平成24年2月 川崎地質株式会社社外監査役  
平成27年1月 当社社外取締役〔現任〕  
平成28年2月 川崎地質株式会社社外取締役（監査等委員）〔現任〕  
(重要な兼職の状況)  
川崎地質株式会社社外取締役（監査等委員）

### ■社外取締役候補者とする理由

社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業業務に関する業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するとともに、平成27年1月に社外取締役就任以降は、取締役の職務執行の監督などの役割・責務を適切に遂行していることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

4

なかむら  
中村まこと  
誠

(昭和30年9月28日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

新任

■所有する当社の株式数

1,188株

### ■略歴、地位、担当

昭和63年4月 東京弁護士会入会登録  
平成5年3月 新宿第一法律事務所設立〔現在に至る〕  
平成23年1月 当社社外監査役〔現任〕

### ■社外取締役候補者とする理由

直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するとともに、平成23年1月に社外監査役就任以降は取締役の職務執行等を適切に監査していることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 各候補者の所有する当社の株式数には、巴工業役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。  
3. 村瀬俊晴、今井 實および中村 誠の各氏は、社外取締役の候補者です。  
4. 村瀬俊晴、今井 實および中村 誠の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定めた社外役員の独立性基準を満たしており、当社は各氏の独立性が十分確保されていると判断しています。また、本議案が承認可決された場合、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。  
5. 今井 實氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。  
6. 今井 實氏が社外取締役を務める川崎地質株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
7. 松本光央氏は現在当社の常勤監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。  
8. 村瀬俊晴氏および中村 誠氏は現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ5年および6年となります。  
9. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、現任の社外取締役 今井 實氏ならびに現任の社外監査役 村瀬俊晴氏および中村 誠氏との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、本議案が承認可決され、候補者の4氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間に現行契約と同内容の責任限定契約を締結する予定です。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名をあらかじめ選任することをお願いするものです。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。また、本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

はすぬま たつお

蓮沼 辰夫 (昭和27年9月8日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

新任

■所有する当社の株式数

0株

### ■略歴、地位、担当

昭和46年4月 東京国税局入局  
 平成14年7月 税務大学校研究部教授  
 平成20年7月 東京国税局調査第二部統括国税調査官  
 平成24年7月 練馬西税務署署長  
 平成25年9月 蓮沼辰夫税理士事務所開業〔現在に至る〕

### ■補欠の社外取締役候補者とする理由

直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 蓮沼辰夫氏は、社外取締役の候補者です。  
 3. 蓮沼辰夫氏は、東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定めた社外役員の独立性基準を満たしており、当社は同氏の独立性が十分確保されていると判断しています。  
 4. 蓮沼辰夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の定めに基づき、当社との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

#### **第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成21年1月29日開催の第79回定時株主総会において月額2,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額をあらためて月額2,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

#### **第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を勘案し、月額500万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

#### **第8号議案** 役員賞与の支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末における取締役5名（うち社外取締役1名）および監査役3名に対し、役員賞与総額46,280,000円（社外取締役を除く取締役分32,386,000円、社外取締役分1,833,000円、監査役分12,061,000円）を支給いたしたいと存じます。

以 上

**(ご参考)****当社の社外役員選任基準**

当社の社外役員および社外役員候補者は、以下の基準を満たす者とする。

1. 取締役会において、審議または決議される経営全般、財務・法務、コーポレートガバナンス等に関する事項を直接監督できること。
2. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する知見、専門性、経験を有し、経営戦略、中期経営計画の策定等の会社経営上の事案に関して、有用な意見の表明、助言が行えること。

**当社の社外役員独立性基準**

当社の社外役員および社外役員候補者は、以下の1.～5.に該当しない者とする。なお、2.～5.の対象期間は現在および過去10年とする。

1. 当社グループ関係者  
当社、当社の子会社および関連会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者等」という。）
2. 株主およびその関係者  
(1) 当社の議決権を10%以上保有する株主またはその業務執行者等  
(2) 当社グループが議決権を10%以上保有する会社の業務執行者等
3. 取引先関係者  
(1) 当社グループとの間で双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の業務執行者等  
(2) 当社グループが連結総資産の2%以上に相当する金額を借入れている金融機関の業務執行者等
4. 弁護士、公認会計士、税理士等  
(1) 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー  
(2) 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者
5. その他  
(1) 上記1.～4.に該当する者の配偶者および2親等以内の親族  
(2) 当社グループとの間で、取締役が相互に就任している会社の業務執行者等  
(3) 当社グループとの間で、株式を相互に保有している会社の業務執行者等

## 事業報告

(平成27年11月1日から  
平成28年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、輸出が持ち直し、景気が外需主導で足踏み状態を抜け出しつつあると見られる一方、個人消費と設備投資は横ばいが続いており、自律的な回復軌道に乗ったとまでは言えない状況にあります。海外においては、米国経済の回復は力強さを欠き、中国を始めとする新興国の回復は遅れ、さらに英国のEU離脱問題による景気の下押し懸念が続く情勢にあります。

このような状況の下、機械製造販売事業では、国内官需向け販売が全般的に好調だったほか、国内民需向け機械、装置・工事、さらに海外向け装置・工事と部品・修理の販売が増加したことから、当連結会計年度の売上高は前年同期に比べ7.9%増加し10,178百万円となりました。利益面につきましては、事業全体の売上高は増加したものの一部在庫の減価処理を行ったことから売上総利益が前年同期とほぼ同水準となりました。一方、販管費が減少したため、営業利益は前年同期に比べ45.5%増の403百万円となりました。

化学工業製品販売事業では、電子材料分野のワイヤ・ボンディング装置と半導体製造用途向け搬送用トレイの販売、国内合成樹脂分野および香港拠点による樹脂・製品販売が減少したことから、当連結会計年度の売上高は前年同期に比べ3.1%減少し29,002百万円となりました。利益面につきましては、工業材料分野における収益性の良い商材の伸びと機能材料分野の増収効果を主因に、営業利益は前年同期に比べ41.1%増加し1,566百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、機械製造販売事業の販売が増加したものの、化学工業製品販売事業の販売が減少したため、前年度比0.4%減の39,180百万円となりました。利益面につきましては、化学工業製品販売事業における収益性の高い分野の販売が伸長したことおよび機械製造販売事業を中心とした販管費の減少を主因に営業利益が前年度比42.0%増の1,970百万円となりましたが、経常利益では為替差損の発生により前年度比4.5%増の1,780百万円に止まりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益については、連結子会社固定資産の減損処理を特別損失に計上したことから、前年度比5.8%減の968百万円となりました。

両事業の区分別にみた売上高の状況は、次のとおりです。

[機械製造販売事業]

- 機 械 海外向け機械販売が北米油井向けを中心に伸び悩んだ一方、国内向け機械販売が民需、官需ともに伸長したため、売上高は前年度比14.3%増の2,728百万円となりました。
- 装置・工事 国内官需向け装置・工事と国内民需向け装置の販売が堅調だったほか、太陽電池製造用途向け砥粒回収装置の海外販売があったため、売上高は前年度比39.8%増の1,135百万円となりました。
- 部品・修理他 国内官需向け販売が都市部を中心に伸長し、海外向け販売も堅調だったため、売上高は前年度比1.4%増の6,313百万円となりました。

[化学工業製品販売事業]

- 合成樹脂関連 フィルム用表面処理機販売が健闘しましたが、国内および香港拠点による樹脂原料販売と製品販売が伸び悩んだため、売上高は前年度比8.6%減の7,722百万円となりました。
- 工業材料関連 住宅・建設用途向け原料販売と米国、台湾、中東向け販売が堅調だったことから、売上高は前年度比2.6%増の7,250百万円となりました。
- 化成品関連 インキ向け樹脂原料と紫外線硬化樹脂の販売が伸長した一方、ウレタン原料の販売が伸び悩んだため、売上高は前年度比1.1%減の6,616百万円となりました。
- 機能材料関連 半導体業界の景気回復を背景に半導体製造装置向けセラミックス製品販売が伸長したことに加えて黒鉛製品等の販売が堅調だったため、売上高は前年度比10.5%増の3,543百万円となりました。
- 電子材料関連 ワイヤ・ボンディング装置の販売と半導体製造用途向け搬送用トレイの販売が減少したため、売上高は前年度比14.5%減の3,358百万円となりました。
- そ の 他 ワインの販売が減少したことから、売上高は前年度比12.8%減の509百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は245百万円で、その主な内容は、星際塑料（深圳）有限公司新工場100百万円です。

### (3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 84 期 (平成25年10月期)	第 85 期 (平成26年10月期)	第 86 期 (平成27年10月期)	第 87 期 (平成28年10月期)
売 上 高 (百万円)	38,176	40,714	39,354	39,180
経 常 利 益 (百万円)	1,680	1,629	1,703	1,780
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	841	1,103	1,028	968
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	84円29銭	110円54銭	103円08銭	97円10銭
総 資 産 (百万円)	33,477	33,817	34,341	34,792
純 資 産 (百万円)	23,575	23,943	25,200	25,173
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	2,340	2,399	2,525	2,522

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

### (5) 対処すべき課題

わが国経済は、個人消費がさまざまな政策効果の下支えにより回復傾向で推移し、設備投資は企業の慎重姿勢が続くと見られるものの、更新需要や省力化投資などを中心に緩やかな回復が予想されます。さらに、公共投資は政府の経済政策に加えオリンピックに向けたインフラ整備などで増加傾向が続き、輸出は底堅い米国景気などに支えられ持ち直し傾向で推移する見込みから、緩やかな回復基調が続くと予想されます。一方、海外では米国経済の回復傾向が続くと見込まれるものの、中国経済は緩やかな減速傾向で推移するものと見られます。このような中、海外ビジネスの拡大を図ることが重点課題と認識し、機械製造販売事業では東南アジア、インド、中東を中心に販売力、開拓力を有する代理店による販路拡大に注力するほか、中国ビジネスを維持・拡大するための新たな展開に取り組み、また、北米および中南米においては油井向け以外の事業分野の開拓を図ることなどにより販売増大を図ります。化学工業製品販売事業では第87期に設立したタイ現地法人の経営基盤を強化した上で営業展開を図り東南アジアを中心とした販売拡大を目指します。その他アフリカ、ロシア等での既存ビジネスへの取り組みを強化し事業拡大に繋がります。また、中国深圳におけるコンパウンド事業に関しては、工場移転後の生産能力や品質管理体制を強化して既存顧客向け販売の底上げと新規顧客向け製品の量産化に注力し、事業拡大を図ってまいります。

これらを着実に実行するために、当社のグローバル化とこれを担う人材教育をはじめとする第11回中期経営計画に基づく施策を推し進め、両事業の持続的成長と安定的な収益力向上を図って行く方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
バマシナリー株式会社	千円 56,000	100.0 %	板金加工、機械加工
巴機械サービス株式会社	千円 25,000	100.0	分離機器のアフターサービス・部品販売
星際化工有限公司	千HK\$ 20,850	100.0	合成樹脂原料等の仕入・販売
星際塑料(深圳)有限公司	千US\$ 4,200	※ 100.0	合成樹脂の着色加工・コンパウンド
巴工業(香港)有限公司	千HK\$ 10,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売
巴恵貿易(深圳)有限公司	千RMB 5,000	※ 100.0	化学工業製品の仕入・販売
巴栄工業機械(上海)有限公司	千US\$ 1,500	100.0	分離機器の製造・販売・アフターサービス
Tomoe Engineering USA, Inc.	千US\$ 0.1	100.0	分離機器、部品の販売・アフターサービス
TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd.	千THB 16,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売

(注) 1. ※印は、間接の出資比率です。

2. TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd.は、平成27年12月に設立され、当社の子会社になっております。

3. 星際化工有限公司、星際塑料(深圳)有限公司、巴恵貿易(深圳)有限公司および巴栄工業機械(上海)有限公司につきましては、決算期が12月31日ですので、平成28年9月30日現在で実施した仮決算に基づく数値によっております。

③ 技術提携の状況

相手先	提携内容
フォーニア・インダストリーズ・インク (カナダ)	ロータリープレスフィルターの製造・販売に関する技術受入契約
アルファラバル・アッシュブルック・サイ モンハートレイ・リミテッド (イギリス)	ABCTアクアベルト重力沈降濃縮装置の製造・販売に関する技術受入契約

(7) 主要な事業内容

機械製造販売事業：遠心分離機はじめ各種分離機および応用装置・関連機器の製造・販売ならびに一般機器・装置類の販売

化学工業製品販売事業：合成樹脂、化学工業薬品、無機材料、電子材料、洋酒類ならびにこれらの関連製品・加工品の輸出入および販売

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

本社：東京都品川区北品川五丁目5番15号

支店・営業所：大阪支店(大阪市北区)

札幌営業所(札幌市中央区)

仙台営業所(仙台市青葉区)

工場：サガミ工場(神奈川県大和市)

福岡営業所(福岡市中央区)

名古屋営業所(名古屋市中村区)

ソウル支店(韓国)

湘南工場(神奈川県平塚市)

② 子会社の主要な事業所

バマシナリー株式会社(神奈川県綾瀬市)

巴機械サービス株式会社(神奈川県平塚市)

星際化工有限公司(香港)

星際塑料(深圳)有限公司(中国)

巴工業(香港)有限公司(香港)

巴恵貿易(深圳)有限公司(中国)

巴栄工業機械(上海)有限公司(中国)

Tomoe Engineering USA, Inc.(米国)

TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd.(タイ)

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前年度末比増・減(△)
機械製造販売事業	395名	△2名
化学工業製品販売事業	228	△11
全社(共通)	61	3
合計	684	△10

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 10,533,200株  
 (2) 株主の総数 11,783名 (前期末比809名増)  
 (3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
巴 工 業 取 引 先 持 株 会	千株 545	% 5.46
佐 良 直 美	446	4.47
野 田 眞 利 子	397	3.97
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	392	3.93
山 口 温 子	314	3.14
巴 工 業 従 業 員 持 株 会	260	2.60
有 限 会 社 巴 企 画	245	2.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	205	2.05
山 口 静 子	180	1.81
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	180	1.80

- (注) 1. 上記以外に自己株式が554,667株あります。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項  
 特記すべき事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 仁	
常 務 取 締 役	本 間 義 人	機械本部長
常 務 取 締 役	山 田 哲 男	化学品本部長
常 務 取 締 役	深 沢 正 義	総務部および業務部担当
取 締 役	玉 井 章 友	化学品本部副本部長（合成樹脂部および工業材料部担当）兼中国事業推進室長 巴物流株式会社代表取締役社長 巴惠貿易（深圳）有限公司董事長
取 締 役	大 橋 純	機械本部副本部長（生産担当）兼サガミ工場長
取 締 役	村 上 公 彦	機械本部副本部長（産業機械営業部および海外営業部担当）
取 締 役	篠 田 彰 鎮	化学品本部副本部長（機能材料部、電子材料部および化成品部担当）
取 締 役	中 村 政 彦	機械本部副本部長（環境設備営業部担当）
取 締 役	矢 倉 敏 明	経営企画室担当兼経理部長
取 締 役	今 井 實	川崎地質株式会社社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	松 本 光 央	（常任）
常 勤 監 査 役	村 瀬 俊 晴	
監 査 役	中 村 誠	

- (注) 1. 取締役今井 實氏は、社外取締役です。  
 2. 取締役今井 實氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 3. 監査役松本光央氏は、当社経理部門における業務を経て、経理部および経営企画室担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役村瀬俊晴および中村 誠の両氏は、社外監査役であります。  
 5. 監査役村瀬俊晴氏は、長年にわたり会社経営および銀行業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 監査役中村 誠氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 7. 取締役今井 實および監査役中村 誠の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

#### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 （うち社外取締役）	11名 (1名)	231,898千円 (7,833千円)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	53,204千円 (27,449千円)
合 計	14名 (3名)	285,102千円 (35,282千円)

- (注) 1. 報酬等には、次の金額が含まれております。  
 第87回定時株主総会（本総会）において決議予定の役員賞与  
 取締役 5名 34,219千円  
 監査役 3名 12,061千円  
 2. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行者、社外役員等の兼職の状況

- ・社外取締役今井 實氏は、川崎地質株式会社の監査等委員である社外取締役を兼任しており、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。また同氏は今井實税理士事務所を経営しており、同事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・社外監査役中村 誠氏は、新宿第一法律事務所に所属しており、同事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	今 井 實	当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席し、長年にわたり企業税務に携わった経験に基づき、専門的見地から、適宜、意見を述べております。
社 外 監 査 役	村 瀬 俊 晴	当事業年度開催の取締役会23回および監査役会15回すべてに出席し、長年にわたり会社経営および銀行業務に携わってきた経験に基づき、専門的見地から、適宜、意見を述べております。
	中 村 誠	当事業年度開催の取締役会23回および監査役会15回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役または社外監査役が任務を怠ったことにより、当社に賠償責任を負う場合は会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役または社外監査役がその責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

43,100千円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

43,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行について著しい支障があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨および解任した理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から平成28年3月31日）の処分を受けました。

同監査法人は、平成28年1月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直しおよび監査現場の改革等の施策を実施しております。

なお、監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みを評価するとともに、当社における監査業務は適正かつ厳格に遂行されていると判断しております。

## 5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定めております。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社グループ全体の企業行動規範を定め、法令等の遵守を宣言し、コンプライアンス研修を通じて役員に遵法意識の浸透を図る。
  - ・ 取締役、社外専門家等からなる企業倫理委員会を設置し、部門責任者等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行い、その結果を取締役に報告する。
  - ・ 社外の弁護士を窓口とするヘルプ・ラインを設け、当社グループ全ての役員からコンプライアンス上の問題に係る情報を広く収集する。
  - ・ 監査役ならびに業務執行部門から独立した内部監査部門により、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・ 文書管理規定を定め、取締役の職務の執行に係る情報を記録した文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）を保存する。
  - ・ 取締役および監査役は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 「リスクマネジメント基本規定」により策定した、当社の事業活動に係るリスク管理の基本ルールに基づき、各事業部門ごとに適切なリスク管理体制を整備する。
  - ・ リスクマネジメント委員会を設置し、全事業部門のリスク情報を統括的に管理するとともに、リスク管理体制の安定的運用を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 全社および各事業部門の中期経営計画および年度目標を策定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行う。
  - ・ 合理的な経営方針を策定し、全社的な重要事項について慎重に検討するため、全取締役で構成する経営会議を組織し、審議する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における職務の適正を確保するための体制
  - ・ 当社は、グループに共通の企業行動規範を定め、グループ役員に遵法意識の浸透を図る。
  - ・ グループ会社管理規定を定め、それに基づき、当社グループ各社における所定の重要事項の決定に関して、当社への事前報告または事前承認を求める。
  - ・ 当社の監査役および内部監査部門がグループ各社の監査を実施し、企業集団の業務の適正を確保するよう努める。
  - ・ 当社グループ各社における内部統制に係る体制については、その規模等を踏まえ必要な整備を順次行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を選任する。
  - ・ 当該使用人の任命、人事異動については、監査役会の意見を尊重する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・ 取締役および使用人は、経営会議、その他の重要な会議の審議内容、内部監査の結果、内部通報制度および外部通報制度の運用状況ならびに財務状況について監査役会に報告を行う。
  - ・ 取締役および使用人は、当社または当社グループ各社の業務に重大な影響を及ぼす事実を発見もしくはその発生のおそれがあると判断したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査役会に報告する。
  - ・ 取締役および使用人は、各監査役からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査および必要な資料の写しを含む。）を求められた場合、速やかに当該事項の報告を行う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
  - ・ 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができる。
  - ・ 監査役は、会計監査人、子会社監査役と情報交換に努め、連携して当社および当社グループの監査の実効性を確保する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
  - ・ 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求や威嚇に毅然とした態度で臨んでこれに妥協しないことを基本方針とし、これを当社グループ共通の企業行動規範に明記して役職員に周知徹底する。
  - ・ 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連携して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制  
金融商品取引法その他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上の方針に基づき、当期に実施した内部統制システムの主な運用状況は、次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組み

企業倫理委員会の主導による部署単位の啓発活動を展開するとともに、すべての役職員を対象としたコンプライアンスに関する理解度のチェックテストを実施し、これらの結果を検証することで当社グループの行動規範の周知徹底を行い、コンプライアンスの浸透を図っています。

内部通報制度については、企業倫理委員会および外部の弁護士事務所を通報窓口として運用しており、通報された事案に対しては行動規範および社内規定に定める手順に基づき、厳格な管理と適切な対応を行っています。また、取締役会は、同委員会から制度の運用状況に関する報告を受け、これを適切に監督しています。

② リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用されており、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性がある各種リスクについて情報収集、分析、評価等を継続して行い、統括的に管理しています。

当期においては、主に海外事業リスクの見直し、情報セキュリティ体制の強化を行ったほか、大規模災害を想定した訓練を引き続き実施しています。

③ 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

取締役会は当期において23回開催され、取締役および監査役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っています。また、社外取締役は独立かつ客観的・専門的立場から意見を表明するとともに、監査役会と連携して取締役の業務執行に関して提言等を積極的に行っています。取締役会の審議に必要な資料は事前配付され、出席者が十分な準備を行えるように配慮しています。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。監査役会は当期において15回開催され、各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、社外取締役、会計監査人および内部監査部門との連携、取締役会・経営会議への提言を適宜行い、監査の実効性向上を図っています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

本事業報告では、金額および株式数については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,663,670</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,469,170</b>
現金及び預金	8,056,223	支払手形及び買掛金	3,667,658
受取手形及び売掛金	11,618,030	電子記録債務	1,891,465
電子記録債権	1,702,590	未払金	558,442
商品及び製品	2,746,735	未払法人税等	632,403
仕掛品	1,166,982	前受金	333,999
原材料及び貯蔵品	595,198	賞与引当金	802,914
繰延税金資産	500,420	役員賞与引当金	50,352
その他	282,133	製品補償損失引当金	107,349
貸倒引当金	△4,645	その他	424,583
<b>固定資産</b>	<b>8,128,402</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,148,998</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,258,812</b>	役員退職慰労引当金	5,460
建物及び構築物	2,723,740	退職給付に係る負債	56,135
機械装置及び運搬具	443,669	繰延税金負債	1,087,402
土地	1,931,071	<b>負債合計</b>	<b>9,618,169</b>
建設仮勘定	96,763	<b>(純資産の部)</b>	
その他	63,567	<b>株主資本</b>	<b>25,014,855</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>304,807</b>	資本金	1,061,210
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,564,783</b>	資本剰余金	1,483,410
投資有価証券	1,149,211	利益剰余金	22,833,826
差入保証金	89,809	自己株式	△363,591
退職給付に係る資産	1,242,576	その他の包括利益累計額	159,048
その他	110,849	その他有価証券評価差額金	299,418
貸倒引当金	△27,664	繰延ヘッジ損益	△17,813
		為替換算調整勘定	90,213
		退職給付に係る調整累計額	△212,770
		<b>純資産合計</b>	<b>25,173,903</b>
<b>資産合計</b>	<b>34,792,072</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>34,792,072</b>

## 連結損益計算書

(平成27年11月1日から  
平成28年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	内 訳 額	金 額
売上		39,180,324
売上原価		30,903,454
販売費及び一般管理費		8,276,870
営業利益		6,306,828
営業外収益		1,970,041
受取利息	5,842	63,247
受取配当金	24,696	
受取賃貸料	6,831	
その他	25,876	
営業外費用		
支払利息	5,089	253,164
支払手数料	9,508	
売上割引	5,829	
為替差損	223,031	
その他	9,706	
経常利益		1,780,124
特別利益		
投資有価証券売却益	4,510	4,510
特別損失		
減損損失	101,908	103,286
投資有価証券売却損	1,377	
税金等調整前当期純利益		1,681,348
法人税、住民税及び事業税		868,544
法人税等調整額		△156,119
当期純利益		968,923
親会社株主に帰属する当期純利益		968,923

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年11月1日から  
平成28年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,061,210	1,483,410	22,313,936	△363,591	24,494,965
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△449,033	—	△449,033
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	968,923	—	968,923
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	519,889	—	519,889
当 期 末 残 高	1,061,210	1,483,410	22,833,826	△363,591	25,014,855

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	330,518	748	415,072	△40,820	705,518	25,200,484
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△449,033
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	968,923
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△31,099	△18,562	△324,858	△171,950	△546,470	△546,470
当 期 変 動 額 合 計	△31,099	△18,562	△324,858	△171,950	△546,470	△26,581
当 期 末 残 高	299,418	△17,813	90,213	△212,770	159,048	25,173,903

# 貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>24,447,909</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,815,744</b>
現金及び預金	6,650,452	支払手形	196,727
受取手形	1,667,345	電子記録債権	1,816,571
電子記録債権	1,691,595	買掛金	3,207,506
売掛金	9,049,265	未払金	507,787
商品及び製品	2,485,600	未払法人税等	616,310
仕掛品	588,486	前受金	209,482
原材料及び貯蔵品	520,129	賞与引当金	713,863
短期貸付金	1,420,982	役員賞与引当金	48,670
繰延税金資産	451,518	製品補償損失引当金	107,349
その他の資産	195,175	その他	391,474
貸倒引当金	△272,642	<b>固定負債</b>	<b>1,195,445</b>
<b>固定資産</b>	<b>8,367,489</b>	退職給付引当金	16,739
<b>有形固定資産</b>	<b>4,832,248</b>	役員退職慰労引当金	5,460
建物	2,551,237	繰延税金負債	1,173,246
構築物	7,825	<b>負債合計</b>	<b>9,011,190</b>
機械及び装置	335,724	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	0	<b>株主資本</b>	<b>23,522,603</b>
工具器具及び備品	57,361	資本金	1,061,210
土地	1,880,099	資本剰余金	1,483,410
<b>無形固定資産</b>	<b>294,038</b>	資本準備金	1,483,410
電話加入権	8,165	利益剰余金	21,341,574
ソフトウェア	285,872	利益準備金	230,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,241,202</b>	その他利益剰余金	21,111,574
投資有価証券	1,115,211	配当引当積立金	250,000
関係会社株式	307,664	固定資産圧縮積立金	21,367
関係会社出資	171,075	別途積立金	19,730,000
長期貸付金	8,809	繰越利益剰余金	1,110,207
差入保証金	63,334	<b>自己株式</b>	<b>△363,591</b>
前払年金費用	1,521,521	評価・換算差額等	281,605
その他の負債	81,249	その他有価証券評価差額金	299,418
貸倒引当金	△27,664	繰延ヘッジ損益	△17,813
<b>資産合計</b>	<b>32,815,399</b>	<b>純資産合計</b>	<b>23,804,209</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>32,815,399</b>

## 損 益 計 算 書

(平成27年11月1日から  
平成28年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	内 訳 額	金 額
売上高		35,992,626
売上原価		28,388,183
売上総利益		7,604,443
販売費及び一般管理費		5,530,360
営業利益		2,074,082
営業外収益		
受取利息	17,785	
受取配当金	75,236	
受取賃貸料	59,614	
その他	28,752	181,388
営業外費用		
支払利息	6,779	
賃貸原価	20,648	
支払手数料	9,508	
売上割引	5,829	
貸倒引当金繰入額	179,460	
為替差損	205,826	
その他	4,937	432,989
経常利益		1,822,481
特別利益		
投資有価証券売却益	4,510	4,510
特別損失		
減損損失	2,672	
投資有価証券売却損	1,377	
関係会社株式評価損	292,895	296,945
税引前当期純利益		1,530,045
法人税、住民税及び事業税		812,706
法人税等調整額		△155,162
当期純利益		872,502

## 株主資本等変動計算書

(平成27年11月1日から  
平成28年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				配当引当 積立金	固定資産 圧縮積立金
当 期 首 残 高	1,061,210	1,483,410	230,000	250,000	21,908
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△1,286
実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加	—	—	—	—	744
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△541
当 期 末 残 高	1,061,210	1,483,410	230,000	250,000	21,367

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	18,580,000	1,836,197	20,918,106	△363,591	23,099,135
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—	1,286	—	—	—
実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加	—	△744	—	—	—
別 途 積 立 金 の 積 立	1,150,000	△1,150,000	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	△449,033	△449,033	—	△449,033
当 期 純 利 益	—	872,502	872,502	—	872,502
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	1,150,000	△725,990	423,468	—	423,468
当 期 末 残 高	19,730,000	1,110,207	21,341,574	△363,591	23,522,603

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	330,518	748	331,266	23,430,402
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加	—	—	—	—
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△449,033
当 期 純 利 益	—	—	—	872,502
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△31,099	△18,562	△49,661	△49,661
当 期 変 動 額 合 計	△31,099	△18,562	△49,661	373,807
当 期 末 残 高	299,418	△17,813	281,605	23,804,209

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年12月15日

巴工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西田英樹 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山浩平 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、巴工業株式会社の平成27年11月1日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、巴工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年12月15日

巴工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西田 英樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 浩平 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、巴工業株式会社の平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月19日

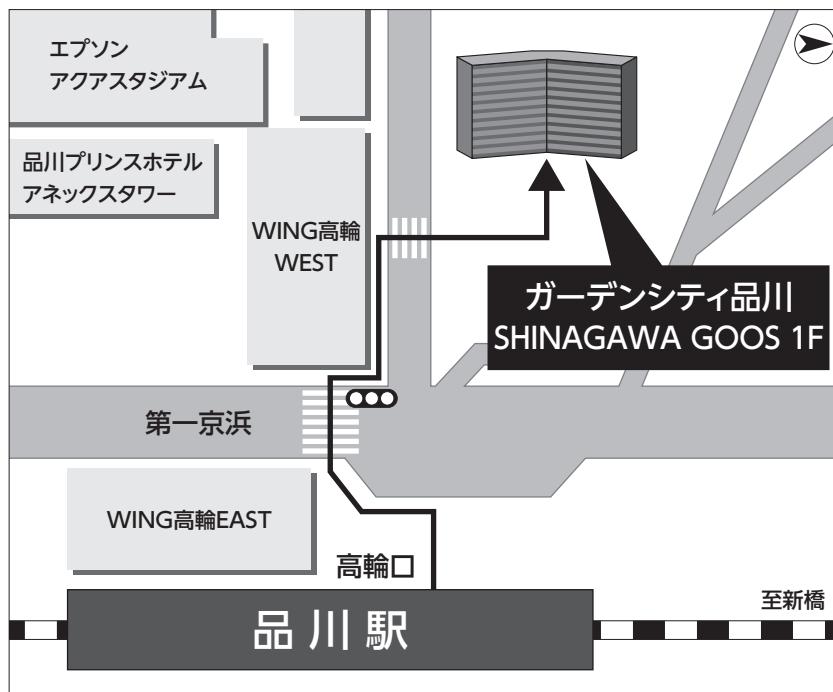
巴工業株式会社 監査役会  
 常勤監査役 松本光央 ㊟  
 常勤監査役(社外) 村瀬俊晴 ㊟  
 監査役(社外) 中村誠 ㊟

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
ガーデンシティ品川 グリーンウィンド  
TEL 03-5449-7300



最寄駅 京急線品川駅高輪口 徒歩3分  
JR品川駅中央改札口(高輪口) 徒歩3分

株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

